

富士国有林の地域別の森林計画書  
第2次変更計画  
(変更部分のみ)  
(富士森林計画区)

計画期間 自 令和3年4月1日  
至 令和13年3月31日

関東森林管理局

## 富士国有林の地域別の森林計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

既に計画している箇所以外の荒廃溪流において、保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本計画は令和5年4月1日から適用する。

### 【変更項目】

#### II 計画事項

##### 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

##### (3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
			うち前半 5年分		
市町村	区域（林班）				
富士宮市	5、12、19、27、62、68、161、 165、166、169～171	12	12	溪 間 工	
御殿場市	568	1	1	溪 間 工 山 腹 工	
小山町	491、492、495、496、518～ 520、523～525、530～536、 546～551	23	23	溪 間 工 山 腹 工 植 栽 工	
合 計		36	36		